

【 ご利用料金表 】

在宅看護センター番町 ケアプランセンター

03-6555-7272

居宅介護支援利用料は法廷代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。

※介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合は一旦1か月あたりの該当金額を頂き、サービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日居住区の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

内 容	サービス内容 算定項目	単位数	ご利用料
居宅介護支援費Ⅰ (45件未満)	要介護1～2	1086	¥12,380
	要介護3～5	1411	¥16,085
居宅介護支援費Ⅱ (45件以上60件未満)	要介護1～2	544	¥6,201
	要介護3～5	704	¥8,025

加 算	サービス内容 算定項目	単位数	ご利用料
	1.初回加算	300	¥3,420
	2.退院・退所加算(Ⅱ)イ カンファレンス参加 有 1回	600	¥6,840
	2.退院・退所加算(Ⅱ)ロ カンファレンス参加 有 2回	750	¥8,550
	2.退院・退所加算(Ⅲ) カンファレンス参加 有 3回	900	¥10,260
	2.退院・退所加算(Ⅰ)イ カンファレンス参加 無 1回	450	¥5,130
	2.退院・退所加算(Ⅰ)ロ カンファレンス参加 無 2回	600	¥6,840
	3.入院時情報連携加算Ⅰ	250	¥2,850
	3.入院時情報連携加算Ⅱ	200	¥2,280
	4.通院時情報連携加算	50	¥570
	5.緊急時等居宅カンファレンス加算	200	¥2,280
	6.ターミナルケアマネジメント加算	400	¥4,560
	7.同一建物減算	-5%	

*料金(1円未満切り捨て) = 地域単価×単位数 *東京都(事業所所在地)の地域単価=11.4

※該当する加算項目がある場合、担当ケアマネジャーよりご説明いたします。

※加算の内容につきましては裏面にてご確認ください。

【通常の実施地域外の交通費及び介護保険外のその他の料金】

実 施 地 域 外	公共交通機関の場合	運賃の実費をいただきます。
		自転車の場合
その他の料金	サービス提供記録の複写	10円/枚

2025/4/1

上記料金・加算について説明し・同意を得た証として本書を交付いたします。		
年	月	日
在宅看護センター番町 ケアプランセンター		株式会社 Creade

【各加算に関する説明】

1. 初回加算

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受け、居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更され、居宅サービス計画を作成する場合

2. 退院・退所加算

- ① (Ⅰ) 退院・退所にあたり医療機関等の職員からご利用者に係る情報をカンファレンス以外の方法で、1回(イ)2回以上(ロ)を受けていること
- ② (Ⅱ) 退院・退所にあたり医療機関等の職員からご利用者に係る情報をカンファレンスにより1回(イ)、カンファレンス1回を含む2回(ロ)を受けていること
- ③ (Ⅲ) 退院・退所にあたり医療機関等の職員からご利用者に係る情報を3回以上(カンファレンス1回を含む)を受けていること

3. 入院時情報連携加算

- ① 加算Ⅰご利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該ご利用者にかかる必要な情報を提供していること
- ② 加算Ⅱご利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該ご利用者にかかる必要な情報を提供していること

4. 通院時情報連携加算

ご利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行い、医師又は歯科医師等から必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画に記録した場合

5. 緊急時等居宅カンファレンス加算

- ① 病院・診療所の求めにより、医師・看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合
- ② 必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと
- ③ カンファレンスの実施日、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名、カンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること

6. ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡したご利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関するご利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、ご利用者又はその家族の同意を得て、ご利用者の居宅を訪問し、心身の状態等を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ連絡調整した場合

7. 同一建物減算

- ① 事業所と同一建物、同一敷地内建物、隣接する敷地内建物に居住のご利用者
- ② 事業所のご利用者が1月当たり20人以上住む建物に住むご利用者

※特定事業所集中減算、BCP未策定減算、高齢者虐待防止未実施減算、運営基準減算は基準をクリアしており減算はありません。